



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*30 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則	(監察査察課) 1
*31 知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則	(総務学事課) 1
*32 公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則	(") 2
*33 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則	(") 6
*34 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則	(行政改革課) 10
*35 和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則	(県民生活課) 10
*36 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	(") 11
*37 和歌山県工業技術センター受託試験規則の一部を改正する規則	(産業技術政策課) 12
*38 建設業法施行細則の一部を改正する規則	(技術調査課) 14
*39 建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築住宅課) 14
○ 教育委員会規則		
*12 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則	 14
*13 市町村立学校職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則	 15
○ 公安委員会規則		
*5 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則	 19

規 則

和歌山県規則第30号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則（平成19年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人紀南環境整備公社」を削り、同表備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第31号

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（平成21年和歌山県規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第32号

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、知事に提出された財産目録等（以下「財産目録等」という。）の閲覧又は謄写の請求及びその方法について必要な事項を定めるものとする。

（閲覧又は謄写の請求）

第2条 法第22条第2項の規定による公益法人の財産目録等の閲覧の請求は別記第1号様式により、同項の規定による公益法人の財産目録等の謄写に係る書類の写しの交付の請求は別記第2号様式により書面で行わなければならない。

2 知事は、前項に規定する書面に形式上の不備があると認めるときは、前項に規定する請求をした者（以下この項において「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（閲覧又は謄写の場所）

第3条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第39条第1項に規定する知事が定める場所（以下「閲覧所」という。）は、総務部総務管理局総務学事課とする。

（閲覧時間及び休日）

第4条 財産目録等の閲覧は、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、毎日午前9時から午後5時までに行う。

2 知事は、財産目録等の整理その他の理由により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、閲覧時間を伸縮し、又は前項に規定する休日以外の日を閲覧に供しない日とすることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

（手数料）

第5条 財産目録等の閲覧に係る手数料は無料とし、財産目録等の謄写に係る書類の写しの交付に係る手数料は和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の定めるところによるものとする。

（閲覧の方法）

第6条 財産目録等の閲覧をしようとする者（以下この条において「閲覧者」という。）は、閲覧所でこれを行い、閲覧所の外に財産目録等を持ち出してはならない。

2 閲覧者は、財産目録等を丁重に取り扱うものとし、これを汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

3 閲覧者は、財産目録等の閲覧に際し、他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

4 閲覧者は、財産目録等の閲覧に際し、担当係員の指示に従わなければならない。

5 知事は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（謄写に係る書類の写しの交付の方法）

第7条 財産目録等の謄写に係る書類の写しの交付は、財産目録等を複写機により日本工業規格A列4番の

大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付とする。

（謄写に係る書類の写しの交付の期限）

第8条 知事は、財産目録等の謄写に係る書類の写しの交付の請求があった日から15日以内に当該請求に係る財産目録等の謄写に係る書類の写しを交付するものとする。ただし、第2条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、前項に規定する請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（謄写に係る書類の写しの交付の期限の特例）

第9条 前条第1項に規定する請求に係る財産目録等が著しく大量であるため、当該請求があった日から60日以内にその全てについて謄写に係る書類の写しを交付することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項の規定にかかわらず、知事は、当該請求に係る財産目録等のうちの相当の部分につき当該期間内に謄写に係る書類の写しを交付し、残りの財産目録等については相当の期間内に謄写に係る書類の写しを交付すれば足りる。この場合において、知事は、前条第1項に規定する期間内に、同項に規定する請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの財産目録等について謄写に係る書類の写しを交付する期限

（費用負担）

第10条 財産目録等の謄写に係る書類の写しの送付を受けようとする者は、第5条に定める手数料のほか当該写しの送付に要する費用を負担しなければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

公益法人の財産目録等の閲覧請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

〒

TEL

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公益法人の財産目録等の閲覧を請求します。

記

- 1 請求しようとする公益法人の名称
- 2 閲覧を希望する書面
- 3 閲覧年月日 年 月 日
- 4 閲覧時間 午前 (午後) 時 分 ~ 午前 (午後) 時 分

※以下の欄には記入しないでください。

備考	受付印
----	-----

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

公益法人の財産目録等の謄写に係る書類の写しの交付請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)
〒 TEL

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公益法人の財産目録等の謄写に係る書類の写しの交付を請求します。

記

- 1 請求しようとする公益法人の名称
- 2 謄写を希望する書面
- 3 枚数 枚
- 4 求める写しの交付方法 送付を希望する 送付を希望しない
- 5 交付手数料

(交付手数料)	(県証紙貼付)
円	

交付手数料の計算方法 枚×10円＝ 円

※以下の欄には記入しないでください。

備考	受付印
----	-----

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

和歌山県規則第33号

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「法」という。）第127条第3項の規定により、知事に提出された公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類（以下「公益目的支出計画実施報告書」という。）の閲覧又は謄写の請求及びその方法について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧又は謄写の請求)

第2条 法第127条第4項の規定による公益目的支出計画実施報告書の閲覧の請求は別記第1号様式により、同項の規定による公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの交付の請求は別記第2号様式により書面で行わなければならない。

2 知事は、前項に規定する書面に形式上の不備があると認めるときは、前項に規定する請求をした者（以下この項において「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(閲覧所)

第3条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号）第45条第1項に規定する閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、総務部総務管理局総務学事課に置く。

(閲覧時間及び休日)

第4条 公益目的支出計画実施報告書の閲覧は、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、毎日午前9時から午後5時までに行う。

2 知事は、公益目的支出計画実施報告書の整理その他の理由により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、閲覧時間を伸縮し、又は前項に規定する休日以外の日を閲覧に供しない日とすることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(手数料)

第5条 公益目的支出計画実施報告書の閲覧に係る手数料は無料とし、公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの交付に係る手数料は和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の定めるところによるものとする。

(閲覧の方法)

第6条 公益目的支出計画実施報告書の閲覧をしようとする者（以下この条において「閲覧者」という。）は、閲覧所でこれを行い、閲覧所の外に公益目的支出計画実施報告書を持ち出してはならない。

2 閲覧者は、公益目的支出計画実施報告書を丁重に取り扱うものとし、これを汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

3 閲覧者は、公益目的支出計画実施報告書の閲覧に際し、他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

4 閲覧者は、公益目的支出計画実施報告書の閲覧に際し、担当係員の指示に従わなければならない。

5 知事は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(謄写に係る書類の写しの交付の方法)

第7条 公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの交付は、公益目的支出計画実施報告書を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限り。）の交付とする。

(謄写に係る書類の写しの交付の期限)

第8条 知事は、公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの交付の請求があった日から15日以内に当該請求に係る公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しを交付するものとする。ただし、第2条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、前項に規定する請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(謄写に係る書類の写しの交付の期限の特例)

第9条 前条第1項に規定する請求に係る公益目的支出計画実施報告書が著しく大量であるため、当該請求があった日から60日以内にその全てについて謄写に係る書類の写しを交付することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項の規定にかかわらず、知事は、当該請求に係る公益目的支出計画実施報告書のうちの相当の部分につき当該期間内に謄写に係る書類の写しを交付し、残りの公益目的支出計画実施報告書については相当の期間内に謄写に係る書類の写しを交付すれば足りる。この場合において、知事は、前条第1項に規定する期間内に、同項に規定する請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公益目的支出計画実施報告書について謄写に係る書類の写しを交付する期限

(費用負担)

第10条 公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの送付を受けようとする者は、第5条に定める手数料のほか当該写しの送付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

公益目的支出計画実施報告書の閲覧請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

〒

TEL

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第4項の規定に基づき、下記のとおり公益目的支出計画実施報告書の閲覧を請求します。

記

- 1 請求しようとする移行法人の名称
- 2 閲覧を希望する書面の実施報告年度 年度分
- 3 閲覧年月日 年 月 日
- 4 閲覧時間 午前 (午後) 時 分 ~ 午前 (午後) 時 分

※以下の欄には記入しないでください。

備考	受付印
----	-----

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの交付請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

〒

TEL

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第4項の規定に基づき、下記のとおり公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの交付を請求します。

記

- 1 請求しようとする移行法人の名称
- 2 謄写を希望する書面の実施報告年度 年度分
- 3 枚数 枚
- 4 求める写しの交付方法 送付を希望する 送付を希望しない
- 5 交付手数料

(交付手数料)	(県証紙貼付)
円	

交付手数料の計算方法 枚×10円＝ 円

※以下の欄には記入しないでください。

備考	受付印
----	-----

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

和歌山県規則第34号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県債権整理審査会の項中「5人」を「3人」に改め、同表和歌山県リサイクル製品認定審査会の項中「10人」を「9人」に改め、同表和歌山県長寿社会対策推進会議の項中「19人」を「15人」に改め、同表和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会の項中「53人」を「32人」に改め、同表和歌山県感染症対策委員会の項中「41人」を「23人」に改め、同表和歌山県献血推進協議会の項中「22人」を「12人」に改め、同表プレミア和歌山推奨品審査委員会の項中「6人」を「6人以内」に改め、同表和歌山県誘致企業認定審査委員会の項中「7人」を「7人以内」に改める。

別表第2和歌山県感染症対策委員会の部中

エイズ対策部会	エイズ治療拠点病院の選定についての審査に関する事務
肝炎対策部会	肝疾患診療連携拠点病院等の選定についての審査に関する事務

を

総括部会	感染症対策についての重要事項の調査審議に関する事務
エイズ対策部会	エイズ治療拠点病院の選定についての審査に関する事務
肝炎対策部会	肝疾患診療連携拠点病院等の選定についての審査に関する事務
発生動向調査部会	感染症情報の解析及び評価並びに流行防止対策についての調査審議に関する事務

に改め、

同表和歌山県農業農村振興委員会の部農地・水・環境保全向上対策推進部会の項中「農地・水・環境保全向上対策推進部会」を「多面的機能支払制度推進部会」に、「取り組み」を「取組」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第35号

和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県消費生活条例施行規則（平成9年和歌山県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（苦情処理部会の組織）」に改める。

第9条の見出しを「（苦情処理部会の部会長）」に改め、同条第1項中「以下、「部会長」を「以下この

条から第13条までにおいて「部会長」に改める。

第11条の見出しを「（苦情処理部会の臨時委員）」に改める。

同条中「部会長」を「知事」に改める。

第12条の見出しを「（苦情処理部会の会議）」に改める。

第13条の見出しを「（苦情処理部会の担当委員）」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（消費者教育推進部会）

第13条の2 条例第29条第7項の規定に基づき、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第2項第2号に規定する事務その他の条例第18条の3に規定する消費者教育の推進を図る事項についての調査審議に関する事務を行わせるため、審議会に消費者教育推進部会（以下「教育推進部会」という。）を置く。

2 教育推進部会が行う調査審議に関する事務は、審議会が教育推進部会に付託するものとする。

3 審議会は、前項に規定する教育推進部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

（教育推進部会の組織）

第13条の3 教育推進部会は、委員6人以内で組織する。

2 教育推進部会に属すべき委員は、審議会の会長が指名する。

3 委員の任期は、審議会委員の任期と同じとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（教育推進部会の部会長）

第13条の4 教育推進部会に、教育推進部会の長（以下「教育推進部会長」という。）を置く。

2 教育推進部会長は、教育推進部会に属する委員の互選によって定める。

3 教育推進部会長は、教育推進部会の事務を掌理する。

4 教育推進部会長に事故があるとき、又は教育推進部会長が欠けたときは、教育推進部会に属する委員のうちから教育推進部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（教育推進部会の臨時委員）

第13条の5 審議会から付託された事務を調査審議するため、必要があるときは、教育推進部会に、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、知事が任命する。

3 臨時委員は、教育推進部会に付託された事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

（教育推進部会の会議）

第13条の6 教育推進部会の会議は、教育推進部会長が招集し、その議長となる。

2 教育推進部会の会議は、教育推進部会に属する委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 教育推進部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 教育推進部会で議決された事項は、教育推進部会長が審議会の会長に報告する。

第14条第1項中「条例第29条第7項に規定する他の部会」を「教育推進部会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第36号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年和歌山県規則第100号）の一部を次のよう

に改正する。

別記第9号様式中「㊤」を削る。

別記第10号様式中

「申請者 住所又は居所 [法人にあつては、主たる事務所の
氏名 所在地、名称及び代表者氏名] 印 を
電話番号 」

「請求者 住所又は居所 [法人にあつては、主たる事務所の
氏名 所在地、名称及び代表者氏名] に改める。
電話番号 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第37号

和歌山県工業技術センター受託試験規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県工業技術センター受託試験規則の一部を改正する規則

和歌山県工業技術センター受託試験規則（昭和30年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。
第3条中第1項に後段として次のように加える。

ただし、委託者から成績書の交付が不要である旨申し出があった場合は、当該成績書を交付しないことができる。

第3条第2項中「複本」を「副本」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第 2 条関係)

試 験 分 析 等 申 請 書

和歌山県工業技術センター所長 様

委 託 者	住 所	
	社名又は氏名	
	担当者又は 持参人氏名	
	電 話 番 号	

下記試験分析等を委託します。

記

試 料 名 等	試 験 項 目 等
特 記 事 項	1. () 成績書の公表を望まない。 2. その他 ()

証 紙 貼 付	
------------------	--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第38号

建設業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和47年和歌山県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（和歌山県建設工事紛争審査会の委員の定数）

第7条 法第25条第3項に規定する和歌山県建設工事紛争審査会の委員の定数は、15人以内とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第39号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和26年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第41条—第45条）」を「第7章 建築士審査会（第41条—第42条）
第8章 雑則（第43条—第47条）」に改める。

第7章中第45条を第47条とし、第41条から第44条までを2条ずつ繰り下げ、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 建築士審査会

（定数）

第41条 法第28条に規定する和歌山県建築士審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、7人以内とする。

（庶務）

第42条 審査会の庶務は、県土整備部都市住宅局建築住宅課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第12号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会教職員倫理規則（平成20年和歌山県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改める。

別表中「財団法人紀南環境整備公社」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第13号

市町村立学校職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則

（平成19年1月1日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第68号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する平成19年1月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成19年1月1日（以下「平成19年昇給日」という。）における市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「給与条例」という。）第12条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（平成19年昇給日から平成26年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間に給料表の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）をした職員を除く。）
- (2) 平成19年昇給日において決定された昇給の号給数が市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。）第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員（初任給規則第33条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）であって、当該号給数と、当該平成19年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該平成19年昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び第4条第1号ウ（ア）において「平成19年期間割非抑制特定職員」という。）（平成19年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした特定職員を除く。）
- (3) 平成19年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、平成19年昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。第4条第1号ウ（ア）及び（イ）において同じ。）があったものとした場合に、当該平成19年昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は平成19年期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして教育委員会が定めるもの
（平成20年4月1日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第2条 改正条例附則第2項に規定する平成20年4月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成20年4月1日（以下「平成20年昇給日」という。）における給与条例第12条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員を除く。）
- (2) 平成20年昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第33条第5項の規定による昇給の号給

数である特定職員であって、当該号給数と、当該平成20年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該平成20年昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び第4条第2号ウ（ア）において「平成20年期間割非抑制特定職員」という。）（平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした特定職員を除く。）

(3) 平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、平成20年昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。第4条第2号ウ（ア）及び（イ）において同じ。）があったものとした場合に、当該平成20年昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は平成20年期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして教育委員会が定めるもの
（平成21年4月1日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第3条 改正条例附則第2項に規定する平成21年4月1日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

(1) 平成21年4月1日（以下「平成21年昇給日」という。）における給与条例第12条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員を除く。）

(2) 平成21年昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員であって、当該号給数と、当該平成21年昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該平成21年昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び次条第3号ウ（ア）において「平成21年期間割非抑制特定職員」という。）（平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした特定職員を除く。）

(3) 平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、平成21年昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号ウ（ア）及び（イ）において同じ。）があったものとした場合に、当該平成21年昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は平成21年期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして教育委員会が定めるもの
（平成19年昇給日に昇給した職員等との権衡上調整の対象となる職員）

第4条 改正条例附則第2項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

(1) 平成19年昇給日に給与条例第12条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるもの

ア 平成19年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第15号。以下この条において「平成18年初任給改正規則」という。）附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））（市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県教育委員会規則第18号）による改正前の平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成19年1月1日）前となるもの（新た

に職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及びイに掲げる職員を除く。）

イ 平成19年昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、平成19年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）

ウ 平成19年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの

（ア）平成19年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、平成19年昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該平成19年昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、平成19年期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（イ）に掲げる職員及び教育委員会の定める職員を除く。）

（イ）平成19年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））（市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則による改正前の平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成19年1月1日）前となるもの

エ 平成19年昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であって、平成18年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成19年昇給日以前において、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員であって、平成18年4月1日から調整日の前日までの間に職員に任用されたもののうち、教育委員会の定める職員

オ アからエまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員

(2) 平成20年昇給日に給与条例第12条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるもの

ア 平成20年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及びイに掲げる職員を除く。）

イ 平成20年昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、平成20年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）

ウ 平成20年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの

(ア) 平成20年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、平成20年昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該平成20年昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、平成20年期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（(イ)に掲げる職員及び教育委員会の定める職員を除く。）

(イ) 平成20年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの

エ 平成20年昇給日以前において、休職等期間がある職員であって、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成20年昇給日以前において、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員であって、平成19年4月1日から調整日の前日までの間に職員に任用されたもののうち、教育委員会の定める職員

オ アからエまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員

(3) 平成21年昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるもの

ア 平成21年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及びイに掲げる職員を除く。）

イ 平成21年昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、平成21年昇給日から調整日までの期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）

ウ 平成21年昇給日から調整日までの期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの

(ア) 平成21年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、平成21年昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該平成21年昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、平成21年期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（(イ)に掲げる職員及び教育委員会の定める職員を除く。）

(イ) 平成21年昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの

エ 平成21年昇給日以前において、休職等期間がある職員であって、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至ったもの及び平成21年昇給日以前において、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員であって、平成

20年4月1日から調整日の前日までの間に職員に任用されたもののうち、教育委員会の定める職員オアからエまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成19年1月1日以後」を「平成26年4月1日（以下この項において「調整日」という。）以後」に改め、「受けることとなる者」の次に「（同日において38歳に満たない職員を除く。）」を加え、「平成22年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を」を「当該」に改め、同項第2号中「平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「43歳」を「46歳」に、「者」を「職員」に改め、同項第3号中「平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「42歳」を「45歳」に、「者」を「職員」に改め、同項第4号中「平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「調整日」に、「37歳」を「40歳」に、「者」を「職員」に改める。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第2項第6号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第16条第2項第4号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。